

戸吹クリーンフェスタ実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 恵まれた自然環境を活用した環境教育の拠点として、環境に関する情報を発信し、清掃処理施設への理解を深めることを目的に戸吹クリーンフェスタ(以下「クリーンフェスタ」という。)を効率的かつ円滑に開催するため、戸吹クリーンフェスタ実行委員会(以下「実行委員会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 実行委員会は、次の事業を行う。

- (1) クリーンフェスタの企画・立案に関すること。
- (2) クリーンフェスタの実施・運営に関すること。
- (3) 実行委員会の運営に関すること。
- (4) 関係諸団体との連絡・調整に関すること。
- (5) その他委員長が認めること。

(組織)

第3条 実行委員会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

(委員長)

第4条 実行委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、実行委員会を代表し、総理する。
- 4 委員長は、その職務を代理する者として、副委員長を指名することができる。
- 5 委員長は、会計監査を指名することができる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の意見を尊重し決定する。
- 4 委員会は、委員長が必要であると認めた場合に、委員以外のものを会議に出席させ、説明を求めることができる。

(企画委員会)

第6条 委員会および開催当日の円滑な運営を図るため、企画委員会および庁内調整委員会を置く。

- 2 企画委員会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 庁内調整委員会は別表第3に掲げる者をもって構成する。

(事務局)

第7条 実行委員会事務局は、資源循環部戸吹クリーンセンターにおいて担当する。

(終期)

第8条 委員会の終期は4年間とし、終期ごとに委員会の運営について見直しを行う。

附 則

この要綱は平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

委員長	
副委員長	
会計監査	
実行委員	戸吹町会長
	戸吹町会長が指名するもの
	資源循環部長
	環境部環境政策課 課長
	資源循環部ごみ総合相談センター 所長
	資源循環部戸吹清掃事業所 所長
	資源循環部戸吹クリーンセンター 所長
	戸吹湯ったり館 館長
戸吹スポーツ公園 所長	

別表第 2（第 6 条関係）

企画委員	環境部環境政策課の所属長が指名するもの
	資源循環部ごみ総合相談センターの所属長が指名するもの
	資源循環部戸吹清掃事業所の所属長が指名するもの
	資源循環部戸吹クリーンセンターの所属長が指名するもの
	戸吹湯ったり館館長が指名するもの
	戸吹スポーツ公園所長が指名するもの
	その他委員長が必要と認めたもの

別表第 3（第 6 条関係）

庁内調整委員	資源循環部ごみ総合相談センターの所属長が指名するもの
	資源循環部戸吹清掃事業所の所属長が指名するもの
	資源循環部戸吹クリーンセンターの所属長が指名するもの
	その他委員長が必要と認めたもの